

事業者の皆様へのお知らせ

契約時の請書の押印省略と電子メールでの提出について

令和7年9月1日から、郡山市上下水道局へ提出いただく請書について代表者印の省略と電子メールによる提出ができるようになりました。

※見積書、納品書、完了届、請求書の提出方法に準じた扱いとなります。

※契約書については、従来のとおり押印又は電子署名が必要となります。

1 押印省略及び電子メールでの送付の方法

(1) 形式等

押印を省略する場合は、請書に住所、商号（名称）、代表者職氏名及び連絡先に加え、**「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載**してください。

なお、本件責任者については、役職名の記載が必要となりますので注意してください。

- ・ **本件責任者**…代表取締役等の社内において権限のある者、又は支店長、営業所長、部長等の権限の委任を受けた役職員とします。
- ・ **本件担当者**…本件に関する事務を担当する者とします。
本件責任者と同一人でも可とします。

※内容等の確認のため、記載いただいた連絡先には、必要に応じて本局の担当者から連絡する場合があります。

(2) 収入印紙

電子メールで送信する請書については、収入印紙は不要です。

なお、持参や郵送の場合には、従来どおり契約内容によっては収入印紙が必要となります。押印を省略する請書の収入印紙の消印は、本件責任者又は担当者の署名でお願いします。

(3) 押印を省略する請書が複数枚となる場合

電子メールで送信する場合には、複数枚の請書を一つのPDFにまとめて送信してください（頁数の記載や割印は不要）。

持参や郵送で提出する場合には、各頁の右上に「○枚のうち○枚目」と記載してください（割印は不要）。

(4) 訂正の方法

押印を省略する請書の記載事項に訂正が必要となった場合には、申し訳ありませんが、再度の作成及び提出をお願いします。

2 適用年月日

令和7年9月1日以降に提出いただく請書から対象となります。

3 その他

従来どおり代表者印を押印した請書でも受領します。

代表者印を押印した場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※本件責任者及び担当者の記載がないものは、電子メールでの提出はできません。